

船舶事故調査報告書

令和2年6月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和元年12月1日 12時30分ごろ
発生場所	愛知県 <small>きぬつう</small> 衣浦港南方沖 衣浦港西防波堤灯台から真方位191° 110m付近 (概位 北緯34° 49.2′ 東経136° 56.3′)
事故の概要	プレジャーボートくじら1号は、漂流中、また、プレジャーボート三光丸 <small>さんこう</small> は、東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和元年12月11日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート くじら1号、2.8トン 232-37045愛知、個人所有 B プレジャーボート 三光丸、5トン未満（長さ5.85m） 240-50171愛知、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 右舷船尾部ブルワークに凹損を伴う擦過傷、船外機カバーに破損 B 右舷船底外板に破口
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aが、1人で乗り組み、友人2人を乗せ、船首を東方に向けた状態で機関を停止させ、漂流しながら釣りを行った。 A船は、船長Aが、漂流しているA船に向かって来る船はいないと思い、右舷方を向いて帰航の準備をしていたところ、船尾方から接近するB船を認め、衝突の危険を感じ、友人1人が海に飛び込み、もう1人の友人と共に船首部に逃れた後、船尾部とB船の船首部とが衝突した。 B船は、船長が1人で乗り組み、友人1人を乗せ、釣りを終えて後片付けをした後、発進して帰途につき、東進中、船長が、発進時に船を見掛けなかったため、前路に支障となる船はいないと思い、倒れた釣り竿を操舵室左舷側に立て掛け直しながら、もう一方の手で操舵に当たっていたところ、衝撃を感じ、A船と衝突したことを知った。 A船及びB船の乗船者は、全員が救命胴衣を着用していた。
分析	A船は、漂流中、船長Aが、漂流しているA船に向かって来る船はいないと思い、右舷方を向いて後片付けを行いながら漂流を続けたことから、船尾方から接近するB船に気付くのが遅れ、B船と衝突した

	<p>ものと考えられる。</p> <p>B船は、東進中、船長Bが、倒れた釣り竿を立て掛け直しながら航行したことから、漂流中のA船に気付かず、A船と衝突したのと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が漂流中、B船が東進中、船長Aが右舷方を向いて後片付けを行いながら漂流を続け、また、船長Bが倒れた釣り竿を立て掛け直しながら航行したため、両船が衝突したのと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漂流中を含め、航行中は、周囲の適切な見張りを行うこと。 ・航行中は、見張りの支障となる作業を行わないこと。